

平成26年度 東京都自立支援協議会第二回本会議 グループ討議概要（1グループ）

〔1G出席者〕

高沢副会長（進行）、川島委員、近藤委員、下川委員、高見委員、内藤委員、山田委員

（高沢副会長）今期を振り返り、来期に向けて話し合っていきたい。

地域自立支援協議会交流会のテーマである、「相談支援を担う人材」「地域移行・地域定着の促進」「権利擁護」を柱として意見を出し合いたい。

- 相談支援を担う人材については、ライフステージの移行期に、うまく相談支援がつながっていかないことがある。
相談支援については、地域の取り組みに格差があると感じている。
A区では、主に区が直接的に相談支援に取り組んでいるが、もっと民間の相談支援が活用できるとよい。
権利擁護については、我々当事者が、どこからが虐待なのか、差別なのか分かりづらい部分がある。支援者だけでなく、当事者も含めて学んでいける仕組みがあるとよい。
- 今年度の2回の交流会で、「相談支援を担う人材」のグループ討議に参加した（ファシリテーター）。各地域の情報が得られ、参考になった。
相談支援は、まだまだ手探りの段階。都の協議会と各地域の協議会が有機的に結びついて活性化する仕組みがあるとよい。
B区の協議会には地域移行の部会はない。区内に精神科病床がないので、外部との交流が必要という難しさがある。ピアグループの活動が大きな成果を挙げている。ピア活動も活用しながら、退院促進、地域移行に取り組む必要がある。
権利擁護については、B区の協議会ではパンフレットを作成した。来年度はそれをどう活用するかが課題。
相談支援では、児童分野の立ち遅れが目立つ。事業所も少なく、課題になっている。
- 相談支援については、人材育成、スキルアップという点でもまだまだ課題がたくさんある。
権利擁護については、資料3に、「障害者虐待防止法には罰則規定はない → 障害理解の取り組みが重要」とあるが、その通りだと思う。
高齢者虐待にも関わってきたが、養護者による虐待は、養護者支援も法の役割の一つと伝えてきた。
障害者虐待も同じで、障害の理解を進めていくことも重要だが、養護者の場合には、養護者の負担やストレスも勘案しなければならない部分がある。施設従事者の場合は、支援の質の向上と直結する。都としてもそのような発信をしていきたい。
- 3年くらい一人暮らしをしている。昨年12月に10日ほど入院した。
週に4回ヘルパーに来てもらっている。夕方不安になることがある。最近は飲食店に行くと、夜9時半ごろに寝ている。

母が亡くなった時には、すぐ緊急一時保護を利用できたが、今は利用できない。緊急一時保護は、親が休む時や出かけるときに使うもので、本人が行きたいと言っても利用できない。ナイトケアもない。一人だと寂しいことがある。

成年後見の保佐人に頼めば利用できるのか。最近、周りに電話ばかりしてしまった。

⇒（高沢副会長）困ったときに、周りに相談できる人はいるか。

○ 通所している事業所の職員や市の障害福祉課の担当の人など。

（高沢副会長）当事者会など、他の活動はされているのか。

○ 当事者会の活動は20年以上続けている。

○ C区では基幹相談支援センターを立ち上げたが、人材育成という視点はやはり必要。C区の計画相談の達成率は50%未満。国から1年間の代替プランという方法が示されたが、間に合うかどうか。民間の事業所も含めて、人材育成は必要。

地域移行・定着支援については、区の住民が、どこの精神科病院に何人入院しているか分からない部分もある。

権利擁護については、障害者差別解消法が施行されるが、合理的配慮などどう進めていけばよいか、当事者の方が生きやすくなるためにどうすればよいか。

区の自立支援協議会では、知的障害の方など投票行動が難しい方を対象として、模擬投票を実施した。

このようなことを、当事者の方の権利擁護という視点から進めていきたい。

○ 計画相談については、D市の達成率は上がってきたが、児童は放課後デイの利用のみが多く、セルフプランが中心。

地域移行・地域定着に関連して、地域の人から、「あそこの家の人の行動が不安定なので、見てもらえないか」といった相談があり、場合によっては保健師などが対応している。地域の理解をどう進めていくかが課題。

虐待ケースで、親が障害者で子どもが健常者などいろいろなケースがある。従来は、制度縦割りの窓口で対応していたが、D市では総合相談窓口を設置する。

⇒（高沢副会長）子ども家庭支援センターや包括支援センターが残ったままで、総合相談窓口を設置するのか。

○ そう。複合的な要因のケースでは、どこに相談に行ったらよいか分からないという場合がある。一時的に相談を受ける窓口になる。

（高沢副会長）これまで出た話について、何か意見等はあるか。

○ 障害のある刑余者の問題では、最近地域生活定着支援センターと一緒に関わり始めている。自分たちにもまだ、経験やスキルがなく、手探りの状態。

地域で心配な家庭については、区の協議会の相談支援部会では、民生委員やコミュニティソーシャルワーカーとの連携という話も出ている。

（高沢副会長）コミュニティソーシャルワーカーは、少しずつ動き出している制度。社会福祉法人改革の流れの中で、地域貢献ということで、都内の約900の法人が費用を出し合

って、来年度くらいから動き出す。

社協にも地域コーディネーターがいる。少しずつそういう基盤が整備されつつある。

刑務所を出所する方の問題では、援護の実施者がどこなのか、いつも問題になる。居住地主義だが、住所を持たない人もいる。

- 相談されれば当然受けるが、地域住民との親和性という課題もある。
- 刑を終えて帰ってくる人で、家族のもとに戻せないケースもある。どこが受け皿になるのか、各自治体では苦慮しているのではないかと。
合理的配慮の問題もあるが、支援者だけでなく、サービスを利用するユーザーも世の中の流れを受け止めなければならない。自分の一生をイメージして、自分の生活をマネジメントしていくということを考えている。
昨年度の交流会で、外から地域に引っ越してきて、行政とうまくいかなかった話があった。行政とも連携して、支援する側も支援される側も協議していく仕組みになるとよい。

(高沢副会長) E市の協議会の本人部会でも、合理的配慮について話し合われている。行政から出てくるものは、バリアフリーなど形で分かるものが多いが、見えにくい部分で大事なことがあるという話をしている。
ほかに何か意見等はあるか。

- 重度障害者の地域移行に関しては、グループホームなどでもかなりの準備が必要になるが、未整備の区が多い。

(高沢副会長) 東京都は、3千人くらいの方が都外施設に入所している。グループホームだけでなく、他の生活サポートがあれば地域に戻れる人もたくさんいる。

- 合理的配慮など、東京都でもこれからという段階。当事者の方のお話を聞きながらどう進めていこうか考えているところ。
行政としては、合理的配慮というよりは環境整備という部分できちんと進めなければならぬ部分もある。
合理的配慮については、当事者の方と対立の構図ではなく、同じ方向を向いて、どう解決するか考えていけるような下地を作らなければならないと考えている。
- いろいろな制度ができて、地域でも形を作っているが、対応に追われ中身がきちんとできているのか難しい。
来期も皆で話し合える時間がほしいと感じている。
- 差別解消法の関連では、自治体でも対応要領を作成することになる。課題は山積しているが、対応に追われ、深い部分まで踏み込めないのが現状。

- 東京から秋田県などの施設に入っている方がたくさんいるが、本人の意向なのか。親や親戚の意向ではないか。親が亡くなったら施設ということもまだまだあるようだ。刑務所に、かなりの人数の軽度知的障害者が入っている。ちょっとしたことで、説明できないでいると刑になったりすることがある。保護してくれる人がいなかったり、当事者会などの仲間がない場合に、地域とつながれるような見守りがもっと広がったらよい。

(高沢副会長) 全体的にいろいろな話ができた。今期はこれで終了になるが、来期に向けてやっていきたい。